



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 中馬 康貴
(兵庫県弁護士会所属)



第130回 個人情報取り扱いの「再委託」

1 「再委託」について考える

先日、尼崎市において約46万人分の個人情報が入ったUSBメモリの一時紛失事故が問題となりました。

この件では、USBメモリを紛失した者が、委託先会社の社員ではなく、再々委託先会社の社員であり、尼崎市はそのような再委託がされていることを把握していなかったという報道もなされています。

2 再委託に際して個人情報取扱事業者が負う義務

個人情報保護法上、利用目的の範囲内で個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

特に、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告を受け又は承認を行うこと、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましいとされています。このことは、再々委託、再々々委託以降の場合も同様です。

3 再委託を行った場合の問題点

このように、再委託を行う場合にも、委託元が委託先を通じて十分な監督を行うことが求められているにもかかわらず、なぜ「再委託（再々委託）されていることを知らなかった」という事象が生じるのでしょうか。

原因の一つとして、委託先との契約条項の定め方を挙げることができます。まずは以下の再委託に関する条項をご覧ください。

受託者は、委託者の事前の書面による承諾を得た場合にも、個人情報の取扱いを

第三者に委託することができる。この場合、受託者は、当該第三者との間で締結する契約において、個人情報保護に関して自らが負う義務と同等以上の義務を当該第三者に対して負わせなければならない。

上記の場合、再委託をすること自体は許容されている（再々委託以降も同様）ため、委託関係が連なる可能性があり、委託関係が連なれば連なるほど、委託元による個人情報の取扱いに関するコントロールがしにくくなります。その結果、委託先において漏えい等が発生した場合に対応の迅速性を欠いたり、最悪の場合、事前承諾を得ないままに再委託等がなされ、委託元が再委託や再々委託の事実すら把握できていないという事態が生じてしまうのです。

4 対応策

このような事態を防止するためには、契約において、再委託自体を禁止する、あるいは再委託は許容するが再々委託以降を禁止することが考えられます。

もっとも、業務形態によっては再々委託以降の委託関係が必須であるかもしれません。その場合には、委託元が再委託先以下に対しても、直接かつ適切な監督行為ができるようにしておくこと、具体的には、再委託先であっても委託元自らが定期的な監査をすることができる条項を設ける、委託先に各委託関係の契約書写しの提出を義務付ける等、予め契約条項を整備しておく必要があります。

なお、既に委託を実施している場合でも、定期的な監査（点検）の実施は必須であり、漏えい等が発生してから再委託（再々委託以降も同様）の存在を知ったのでは遅いのですから、自ら又は委託先を通じた定期的な監査の実施により、再委託の有無等状況把握に努め、委託先（及び委託先を通じた再委託先）に対する監督義務を果たさなければなりません。